



# 島根県報

令和5年2月28日（火）

第 391 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

土地改良区の役員の退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	2

**【公 告】**

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	2
公共測量の終了	（        ”        ）	2
令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	（建 築 住 宅 課）	3

**【特定調達公告】**

文書管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	4
--	-----------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第126号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸山達也

平田中央土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 秀明 出雲市平田町5164番地

---

**島根県告示第127号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成31年島根県告示第96号による保険に付すべき義務は、令和5年2月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸山達也

西ノ島町加入区

---

**公 告**

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和5年2月15日から同年3月17日まで

3 作業地域

浜田市上府町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年1月30日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

---

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年9月5日から令和5年1月30日まで

3 作業地域

大田市三瓶町池田地内

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により令和5年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年島根県規則第111号）第16条の規定により公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行う。

令和5年2月28日

島根県知事 丸山達也

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 令和5年7月2日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和5年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和5年7月23日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 「設計製図の試験」 令和5年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

イ 「設計製図の試験」 松江市 くにびきメッセ 松江市学園南1-2-1

(2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

イ 「設計製図の試験」 松江市 松江テルサ 松江市朝日町478-18

3 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットにより受験申込みを行うものとする。

(1) 受付期間及び受付時間

令和5年4月3日（月）午前10時から同月17日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、令和5年4月10日（月）までにセンター本部（050-3033-3822）に申し出ること。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和2年から令和4年までのいずれかの年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、令和5年6月16日（金）頃に、受験有資格者にインターネット上において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日（金）頃、受験有資格者に発送する。

## 6 合格者の発表及び合否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

### (1) 二級建築士試験

ア 「学科の試験」 令和5年8月21日（月）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和5年12月7日（木）（予定）

### (2) 木造建築士試験

ア 「学科の試験」 令和5年8月21日（月）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和5年12月7日（木）（予定）

## 7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、3の(2)のセンターのホームページ等に掲示する。

## 8 その他

(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日（水）頃から3の(2)のセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年2月28日

島根県警察本部長 中 井 淳 一

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名及び数量

文書管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式

### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

### (3) 賃貸借期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### (4) 委託期間

契約の日から令和6年3月22日まで

## 2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に

相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。  
なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県警察以外の官公庁との間に、文書管理システムの設計、構築及び運用に関する契約実績を有する者であること。
- (8) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (9) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

### 5 入札説明書の交付等

#### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年3月13日（月）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

#### ア 交付期間

本公告の日から令和5年3月13日（月）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 交付場所

4の場所

#### (2) 入札説明会

実施しない。

## 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年3月13日（月）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 7 入札期間、開札日時等

## (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年3月29日（水）午前9時から同月30日（木）午後4時まで（同月29日午後5時から同月30日午前9時までを除く。）

## (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和5年3月30日（木）午後4時まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年3月30日（木）午後4時までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和5年3月31日（金）午後1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階大会議室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of document management system,  
1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. March 29, 2023 to 4 : 00 p.m. March 30, 2023
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. March 30, 2023  
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. March 30, 2023)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,  
Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8510 Japan  
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)